財團法人協調會大阪支所

●第四項　幹部會の議長は互選に依る（大會の議長は●以下削除）

第三十條を左の如く改む

●第一項　年度大會（定期總會）は毎年五月七日組合創立紀念日に之を開く

●第二項　年度大會（定期總會）は組合員總數の五十分の一以上臨時大會（臨時總會）は其の百分の一以上の出席者ある事によつて成立す。委任表決者は出席者と見做す。但し實際の出席者百五十名（五十名）以上ある事を要す

●第四項　年度大會（定期總會）は少なくとも會期五ヶ月（六ヶ月）前に、臨時大會（臨時總會）は少なくとも會期一ヶ月前に其期日及議題を組合機關誌により組合員に周知せしむる事を要す（書面にて通知するか又は新聞紙を以て公告する事を要す）

●第五項を左の如く改む